

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月29日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

香川県公安委員会規則第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正）

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 特定遊興飲食店営業の規制等（第12条—第17条）</u></p> <p><u>第5章 監督等（第18条—第20条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第21条—第24条）</u></p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）、<u>風俗環境浄化協会等に関する規則</u>（昭和60年国家公安委員会規則第3号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年香川県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（3月以内の期間を限って営む風俗営業に係る営業所の設置を制限する地域）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 監督等（第12条—第14条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第15条—第18条）</u></p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）、<u>風俗環境浄化協会に関する規則</u>（昭和60年国家公安委員会規則第3号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年香川県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（3月以内の期間を限って営む風俗営業に係る営業所の設置を制限する地域）</p>

第5条 略

(1) 略

(2) 学校等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートル又は病院等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲20メートルの区域内の第二種区域、第三種区域及び第四種区域

2 前項の規定にかかわらず、法第2条第1項第4号又は第5号の営業のうち、祭礼、縁日等地域的慣習による催物に伴って行うものに係る営業所についての条例第4条第2項の公安委員会規則で定める地域は、学校等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲20メートルの区域とする。

（不許可通知書の様式）

第6条 施行規則第11条の書面の様式は、別記様式第2号の不許可通知書のとおりとする。

（相続、合併又は分割の承認等の手続）

第7条 施行規則第16条第1項の規定による承認の通知は、別記様式第3号の承認通知書により行うものとする。

2 施行規則第16条第2項の書面の様式は、別記様式第4号の不承認通知書のとおりとする。

（構造及び設備の変更の承認等の手続）

第8条 前条の規定は、施行規則第22条において準用する施行規則第16条第1項の規定による承認の通知及び同条第2項の書面の様式について準用する。

（不認定通知書の様式等）

第9条 第6条の規定は、施行規則第26条第3項において準用する施行規則第11条の書面の様式について準用する。

2 公安委員会は、法第10条の2第6項の規定により認定を取り消したときは、その旨を、別記様式第5号の認定取消通知書により当該認定を受けた者に通知するものとする。

第5条 条例第4条第2項の公安委員会規則で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

(1) 略

(2) 学校若しくは図書館の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートル又は病院等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲20メートルの区域内の第二種区域、第三種区域及び第四種区域

2 前項の規定にかかわらず、法第2条第1項第7号又は第8号の営業のうち、祭礼、縁日等地域的慣習による催物に伴って行うものに係る営業所についての条例第4条第2項の公安委員会規則で定める地域は、学校又は図書館の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲20メートルの区域とする。

（不許可通知書の様式）

第6条 施行規則第12条の書面の様式は、別記様式第2号の不許可通知書のとおりとする。

（相続、合併又は分割の承認等の手続）

第7条 施行規則第17条第1項の規定による承認の通知は、別記様式第3号の承認通知書により行うものとする。

2 施行規則第17条第2項の書面の様式は、別記様式第4号の不承認通知書のとおりとする。

（構造及び設備の変更の承認等の手続）

第8条 前条の規定は、施行規則第23条において準用する施行規則第17条第1項の規定による承認の通知及び同条第2項の書面の様式について準用する。

（特例風俗営業者の不認定通知書の様式等）

第9条 第6条の規定は、施行規則第28条において準用する施行規則第12条の書面の様式について準用する。

2 公安委員会は、法第10条の2第6項の規定により認定を取り消したときは、その旨を、別記様式第5号の特例風俗営業者認定取消通知書により当該認定を受けた者に通知するものとする。

(風俗営業者の行為の制限)

第10条 略

- 2 前項に定めるもののほか、法第2条第1項第4号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者の行為の制限についての条例第8条第4項の公安委員会規則で定める制限は、刃物類を賞品として提供しないこととする。

(管理者講習)

第11条 施行規則第39条第3項の管理者講習の講習時間は、次の各号に掲げる講習の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。

(1)～(3) 略

- 2 施行規則第40条第1項の規定による通知は、郵便葉書により行うものとする。

第4章 特定遊興飲食店営業の規制等

(許可条件の付加又は変更の手続)

第12条 公安委員会は、法第31条の22の許可をした後において、法第31条の23において準用する法第3条第2項の規定により新たに条件を付し、又は条件を変更するときは、その旨を、別記様式第1号の許可条件付加・変更通知書により当該許可を受けた者に通知するものとする。

(不許可通知書の様式)

第13条 施行規則第79条において準用する施行規則第11条の書面の様式は、別記様式第2号の不許可通知書のとおりとする。

(相続、合併又は分割の承認等の手続)

第14条 施行規則第84条において準用する施行規則第16条第1項の規定による承認の通知は、別記様式第3号の承認通知書により行うものとする。

- 2 施行規則第84条において準用する施行規則第16条第2項の書面の様式は、別記様式第4号の不承認通知書のとおりとする。

(構造及び設備の変更の承認等の手続)

第15条 前条の規定は、施行規則第90条において準用する施行規則第16条第1項の規定による承認の通知及び同条第2項の書面の様式について準用す

(風俗営業者の行為の制限)

第10条 略

- 2 前項に定めるもののほか、法第2条第1項第7号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者の行為の制限についての条例第8条第4項の公安委員会規則で定める制限は、刃物類を賞品として提供しないこととする。

(管理者講習)

第11条 施行規則第38条第3項の管理者講習の講習時間は、次の各号に掲げる講習の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。

(1)～(3) 略

- 2 施行規則第39条第1項の規定による通知は、郵便葉書により行うものとする。

る。

(不認定通知書の様式等)

第16条 第13条の規定は、施行規則第94条第3項において準用する施行規則第11条の書面の様式について準用する。

2 公安委員会は、法第31条の23において準用する法第10条の2第6項の規定により認定を取り消したときは、その旨を、別記様式第5号の認定取消通知書により当該認定を受けた者に通知するものとする。

(管理者講習)

第17条 施行規則第97条第3項において準用する施行規則第39条第3項の管理者講習の講習時間は、次の各号に掲げる講習の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。

(1) 定期講習 4時間

(2) 処分時講習 4時間

(3) 臨時講習 2時間

2 施行規則第97条第3項において準用する施行規則第40条第1項の規定による通知は、郵便葉書により行うものとする。

第5章 略

第18条 略

(処分に係る書面の様式)

第19条 施行規則第112条第1項の書面の様式は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式のとおりとする。

(1) 法第8条の規定による許可の取消し 別記様式第7号の許可取消通知書

(2) 略

(3) 法第26条第1項の規定による許可の取消し 別記様式第7号の許可取消通知書

(4)～(17) 略

(18) 法第31条の23において準用する法第8条の規定による許可の取消し 別記様式第7号の許可取消通知書

(19) 法第31条の24の規定による指示 別記様式第8号の指示書

第4章 略

第12条 略

(処分に係る書面の様式)

第13条 施行規則第86条第1項の書面の様式は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式のとおりとする。

(1) 法第8条の規定による許可の取消し 別記様式第7号の風俗営業許可取消通知書

(2) 略

(3) 法第26条第1項の規定による許可の取消し 別記様式第7号の風俗営業許可取消通知書

(4)～(17) 略

(20) 法第31条の25第1項の規定による許可の取消し 別記様式第7号の許可取消通知書

(21) 法第31条の25第1項又は第2項の規定による営業停止命令 別記様式第9号の営業停止命令書

(22)～(27) 略

(勧告に係る書面の様式)

第20条 施行規則第112条第2項の書面の様式は、別記様式第11号の勧告書のとおりとする。

第6章 略

第21条・第22条 略

(団体の届出)

第23条 法第44条第1項の規定による届出は、別記様式第12号の団体届出書により行うものとする。

第24条 略

(18)～(23) 略

(勧告に係る書面の様式)

第14条 施行規則第86条第2項の書面の様式は、別記様式第11号の勧告書のとおりとする。

第5章 略

第15条・第16条 略

(風俗営業者の団体の届出)

第17条 法第44条の規定による届出は、別記様式第12号の風俗営業者団体届出書により行うものとする。

第18条 略

別記様式第1号 (第2条、第12条関係)

許可条件付加・変更通知書	
第 号	第 号
年 月 日	年 月 日
住所又は居所 氏名又は名称	住所又は居所 氏名又は名称
殿	殿
香川県公安委員会	香川県公安委員会
印	印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
の規定により、	の規定により、
次のとおり	次のとおり
ので通知する。	ので通知する。
条件	条件
理由	理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号 (第2条関係)

許可条件付加・変更通知書	
第 号	第 号
年 月 日	年 月 日
住所又は居所 氏名又は名称	住所又は居所 氏名又は名称
殿	殿
香川県公安委員会	香川県公安委員会
印	印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
第3条第2項の規定により、次のとおり	第3条第2項の規定により、次のとおり
許可に条件を付した	許可に条件を付した
許可の条件を変更した	許可の条件を変更した
ので通知する。	ので通知する。
付加した条件	付加した条件
変更した条件	変更した条件
付加	付加
変更	変更
の理由	の理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号 (第6条、第9条、第13条、第16条関係)

不許可
不認定 通知書

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった については、

次の理由により をしないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

の規定により通知する。

営業所の名称及び所在地

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号 (第6条、第9条関係)

不許可
不認定 通知書

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった 風俗営業の許可
特例風俗営業者の認定 については、次の理由によ

り 許可 をしないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第5条第3項
認定 第10条の2第4項

の規定により通知する。

営業所の名称及び所在地

不許可
不認定 の理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第7条、第8条、第14条、第15条関係)

承認通知書

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった については、

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

の規定により承認するので通知する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第7条、第8条関係)

承認通知書

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の分割 については、風俗営業の
相続 合併 構造又は設備の変更 遊技機の変更
第7条第1項
第7条の2第1項
第7条の3第1項
第9条第1項
第20条第10項において準用する第9条

俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

の規定により承認するので通知する。

第1項

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号 (第7条、第8条、第14条、第15条関係)

不承認通知書

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった については、

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

の規定により承認をしないので通知する。

承認しない理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号 (第7条、第8条関係)

不承認通知書

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の <sup>相続
合併
分割</sup> については、風 <sup>構造又は設備の変更
遊技機の変更</sup>

俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <sup>第7条第3項において準用する同法第4条
第7条の2第2項において準用する同法第
第7条の3第2項において準用する同法第
第9条第1項
第20条第10項において準用する同法第9条</sup>

第1項
4条第1項
4条第1項の規定により承認をしないので通知する。

第1項

承認しない理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号 (第9条、第16条関係)

認定取消通知書	
	第 号 年 月 日
住所又は居所 氏名又は名称	
殿	
香川県公安委員会	印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	の規定により、
の認定を取り消したので通知する。	
認定年月日、認定番号及び営業の種別	
認定取消の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号 (第18条関係)

略

別記様式第5号 (第9条関係)

特例風俗営業業者認定取消通知書	
	第 号 年 月 日
住所又は居所 氏名又は名称	
殿	
香川県公安委員会	印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第6項の規定により、特例風俗	
営業者の認定を取り消したので通知する。	
認定年月日、認定番号及び営業の種別	
認定取消の理由	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号 (第12条関係)

略

別記様式第7号 (第19条関係)

許可取消通知書	
	第 号 年 月 日
住所又は居所 氏名又は名称	殿
	香川県公安委員会 印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	の規定により、
の許可を取り消したので通知する。	
許可年月日、許可番号及び営業の種別	
取消しの理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号 (第19条関係)
略

別記様式第7号 (第13条関係)

風俗営業許可取消通知書	
	第 号 年 月 日
住所又は居所 氏名又は名称	殿
	香川県公安委員会 印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第8条 第26条第1項
の規定により、風俗営業の 許可を取り消したので通知する。	
許可年月日、許可番号及び営業の種別	
取消しの理由	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号 (第13条関係)
略

別記様式第9号 (第19条関係)

営 業 停 止 命 令 書
営 業 廃 止

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第 条の規定により、次のとおり
を命ずる。

営業所の名称及び所在地
事務所又は受付所の所在地

範囲

営業停止の期間
年 月 日から 年 月 日までの 日間

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号 (第19条関係)

略

別記様式第9号 (第13条関係)

営 業 停 止 命 令 書
営 業 廃 止

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条の規定により、
次のとおり 営業の停止
廃止を命ずる。

営業所の名称及び所在地
事務所又は受付所の所在地

営業停止の範囲
営業廃止

営業停止の期間
年 月 日から 年 月 日までの 日間

営業停止の理由
営業廃止

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号 (第13条関係)

略

別記様式第11号（第20条関係）

勸告書	
	第 号 年 月 日
住所又は居所 氏名又は名称	
殿	
	香川県公安委員会 印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	の規定により、
次のとおり	を勧告する。
勧告事項	
勧告の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号（第14条関係）

勸告書	
	第 号 年 月 日
住所又は居所 氏名又は名称	
殿	
	香川県公安委員会 印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第24条第5項 第31条の9第2項
の規定により、次のと おり	管理者の解任 措置をとることを勧告する。
勧告事項	
勧告の理由	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第12号 (第23条関係)

※受理年月日		※受理番号		
団体届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第44条第1項の規定により、次のとおり届出をします。 年 月 日 香川県公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 ㊟				
名 称				
事務所の所在地				
代表者	住 所			
	氏 名			
事業目的				
事業内容				
成立の年月日				
団体を組織する者の氏名及び住所	氏 名	住 所	氏 名	住 所
法人の場合	設立又は認可を受けた年月日		定 款	
	役員の氏名	住 所	役員の氏名	住 所
	代表者			

備考

- 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第12号 (第17条関係)

※受理年月日		※受理番号		
風俗営業者団体届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第44条の規定により、次のとおり届出をします。 年 月 日 香川県公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 ㊟				
名 称				
事務所の所在地				
代表者	住 所			
	氏 名			
事業目的				
事業内容				
成立の年月日				
団体を組織する者の氏名及び住所	氏 名	住 所	氏 名	住 所
法人の場合	設立又は認可を受けた年月日		定 款	
	役員の氏名	住 所	役員の氏名	住 所
	代表者			

備考

- 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第13号 (第21条関係)

(表面)

略

(裏面)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (抜粋)
第38条 略
2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第2号において同じ。）に関し、次に掲げる職務を行う。
一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所若しくは第2条第7項第1号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている18歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行っている少年の補導を行うこと。
二 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。
三 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。
四 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。
3～6 略

別記様式第13号 (第15条関係)

(表面)

略

(裏面)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (抜粋)
第38条 略
2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第2号において同じ。）に関し、次に掲げる職務を行う。
一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所若しくは第2条第7項第1号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている18歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行っている少年の補導を行うこと。
二 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。
三 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。
四 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。
3～6 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～7 略					1～7 略				
8 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する 法律(昭和23 年法律第122号)	第3条第1項～第31条の21第2項第1号 略				8 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する 法律(昭和23 年法律第122号)	第3条第1項～第31条の21第2項第1号 略			
	第31条の 21第2項 第2号	略				第31条の 21第2項 第2号	略		
	第31条の 22	特定遊興飲食店営業の 許可及び不許可		○		第31条の 21第2項 第2号	略		
	第31条の 23	特定遊興飲食店営業の 許可条件の付加及び変 更(第3条第2項の準 用)		○		第31条の 21第2項 第2号	略		
	第31条の 23	特定遊興飲食店営業の 許可証の交付(第5条 第2項の準用)		○		第31条の 21第2項 第2号	略		
	第31条の 23	特定遊興飲食店営業の 不許可の通知(第5条 第3項の準用)		○		第31条の 21第2項 第2号	略		
	第31条の 23	特定遊興飲食店営業の 許可証の再交付(第5 条第4項の準用)		○		第31条の 21第2項 第2号	略		
	第31条の 23	特定遊興飲食店営業の 相続の承認及び不承認 (第7条第1項の準用)		○		第31条の 21第2項 第2号	略		
第31条の 23	特定遊興飲食店営業の 相続の承認に係る許可		○	第31条の 21第2項 第2号	略				

	<u>証の書換え（第7条第5項の準用）</u>		
<u>第31条の23</u>	<u>特定遊興飲食店営業の相続の不承認の通知（第7条第6項の準用）</u>		○
	<u>特定遊興飲食店営業の相続の不承認に係る許可証の返納の受理（第7条第6項の準用）</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認及び不承認（第7条の2第1項の準用）</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る許可証の書換え（第7条の2第3項において準用する第7条第5項の準用）</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認及び不承認（第7条の3第1項の準用）</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る許可証の書換え（第7条の3第3項において準用する第7条第5項の準用）</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>特定遊興飲食店営業の許可の取消し（指定医の診断に基づき認定した者について行うものを除く。）（第8条の</u>	○	

	<u>準用)</u>		
	<u>特定遊興飲食店営業の許可の取消し（指定医の診断に基づき認定した者について行うものに限る。）（第8条の準用)</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>営業所の構造又は設備の変更の承認及び不承認（第9条第1項の準用)</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは住所等の変更又は営業所の構造若しくは設備の軽微な変更の届出書の受理（第9条第3項の準用)</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称又は営業所の名称の変更に係る許可証の書換え（第9条第4項の準用)</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>営業所の構造又は設備の変更に係る届出の受理（第9条第5項の準用)</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>特定遊興飲食店営業の許可証の返納の受理（第10条第1項及び第3項の準用)</u>		○
<u>第31条の23</u>	<u>特例特定遊興飲食店営業者の認定及び不認定（第10条の2第1項の準用)</u>		○

第31条の 23	特例特定遊興飲食店営業者の認定証の交付（ <u>第10条の2第3項の準用</u> ）		○
第31条の 23	特例特定遊興飲食店営業者の不認定の通知（ <u>第10条の2第4項の準用</u> ）		○
第31条の 23	特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付（ <u>第10条の2第5項の準用</u> ）		○
第31条の 23	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し（ <u>第10条の2第6項の準用</u> ）	○	
第31条の 23	特例特定遊興飲食店営業者の認定証の返納の受理（ <u>第10条の2第7項及び第9項の準用</u> ）		○
第31条の 23	営業所の管理者の解任の勧告（ <u>第24条第5項の準用</u> ）		○
第31条の 23	営業所の管理者講習の実施（ <u>第24条第6項の準用</u> ）		○
第31条の 23	営業所の管理者講習の通知（ <u>第24条第7項の準用</u> ）		○
第31条の 24	特定遊興飲食店営業者に対する指示		○
第31条の 25第1項	特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は特定遊興飲食店営業の停止	○	

	命令		
第31条の25第2項	飲食店営業の停止命令	○	
第33条第1項	略		
第33条第2項～第35条の4第3項及び第5項略			
第37条第1項	風俗営業者等に対する報告又は資料の提出の要求	略	
第37条第3項～第38条の2第3項 略			
第38条の2第4項	略		
第38条の4第1項	風俗環境保全協議会の設置		○
第39条第1項	略		
第39条第3項～第42条 略			
第44条第1項	風俗営業者の団体等の届出の受理	略	
第44条第2項	風俗営業者の団体等に対する助言、指導その他の措置		○
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国	第10条第2項	略	
	第10条第3項		
	第16条第1項		
	第16条第		

第33条第1項	略		
第33条第2項～第35条の4第3項及び第5項略			
第37条第1項	風俗営業者又は性風俗関連特殊営業、深夜酒類提供飲食店営業、深夜飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する報告又は資料の提出の要求	略	
第37条第3項～第38条の2第3項 略			
第38条の2第4項	略		
第39条第1項	略		
第39条第3項～第42条 略			
第44条	風俗営業者の団体の届出の受理	略	
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国	第11条第2項	略	
	第11条第3項		
	第17条第1項		
	第17条第		

家公安委員会規則第1号)

2項		
第20条第4項		
第22条	営業所の構造又は設備の変更の承認又は不承認の通知（第16条第1項及び第2項の準用）	略
第26条第2項	略	
第40条第2項		
第44条第2項		
第45条		
第46条		
第55条第2項	無店舗型性風俗特殊営業に係る届出確認書不交付通知書の交付（第44条第2項の準用）	略
第55条第2項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付（第45条の準用）	
第55条第2項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理（第46条の準用）	
第61条第2項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付（第45条の準用）	
第61条第2項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理（第46条の準用）	
第66条第2項	店舗型電話異性紹介営業に係る届出確認書不交付通知書の交付（第	

家公安委員会規則第1号)

2項		
第21条第4項		
第23条	営業所の構造又は設備の変更の承認又は不承認の通知（第17条第1項及び第2項の準用）	略
第27条第2項	略	
第39条第2項		
第43条第2項		
第44条		
第45条		
第54条第2項	無店舗型性風俗特殊営業に係る届出確認書不交付通知書の交付（第43条第2項の準用）	略
第54条第2項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付（第44条の準用）	
第54条第2項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理（第45条の準用）	
第60条第2項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付（第44条の準用）	
第60条第2項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理（第45条の準用）	
第65条第2項	店舗型電話異性紹介営業に係る届出確認書不交付通知書の交付（第	

	44条第2項の準用)		
第66条第2項	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付(第45条の準用)		
第66条第2項	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納の受理(第46条の準用)		
第72条第2項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付(第45条の準用)		
第72条第2項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納の受理(第46条の準用)	略	
第78条第2項	特定遊興飲食店営業の許可の通知(第10条第2項の準用)		○
第78条第2項	特定遊興飲食店営業管理者証の交付(第10条第3項の準用)		○
第84条	特定遊興飲食店営業の相続、合併又は分割の承認の通知(第16条第1項の準用)		○
第84条	特定遊興飲食店営業の相続、合併又は分割の不承認の通知(第16条第2項の準用)		○
第88条第4項	管理者の氏名又は住所の変更に係る特定遊興飲食店営業管理者証の交付		○
第90条	営業所の構造又は設備の変更の承認又は不承認の通知(第16条第1		○

	43条第2項の準用)		
第65条第2項	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付(第44条の準用)		
第65条第2項	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納の受理(第45条の準用)		
第71条第2項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付(第44条の準用)		
第71条第2項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納の受理(第45条の準用)	略	

		項及び第2項の準用)		
第94条第2項		特例特定遊興飲食店営業者の認定の通知(第26条第2項の準用)		○
第97条第3項		管理者講習を受講させることができない理由書の受理(第40条第2項の準用)		○
第110条		風俗環境保全協議会の委員の委嘱		○
第112条第1項	略			
第112条第2項	略			
(2)・(3) 略				
(4) 風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第3号)	第2条～第6条	略		
	第7条	略		
	第9条第4項	風俗環境浄化協力団体に対する助言、指導その他の措置		○
(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第13号)	第2条	風俗営業の許可条件付加・変更通知書による通知	略	
	第9条第2項	特例風俗営業者の認定取消通知書による通知	略	
	第12条	特定遊興飲食店営業の許可条件付加・変更通知書による通知		○
	第16条第2項	特例特定遊興飲食店営業者の認定取消通知書による通知		○
	第21条第	略		

	第86条第1項	略		
	第86条第2項	略		
(2)・(3) 略				
(4) 風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第3号)	第2条～第6条	略		
	第7条	略		
(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第13号)	第2条	許可条件付加・変更通知書による通知	略	
	第9条第2項	特例風俗営業者認定取消通知書による通知	略	
	第15条第	略		

	4項
	第21条第6項
	第22条第2項
9～101 略	
備考 略	

	4項
	第15条第6項
	第16条第2項
9～101 略	
備考 略	

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第1条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則第1条の改正規定、同規則第5条第1項の改正規定及び同条第2項の改正規定（「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「第8号」を「第5号」に改める部分を除く。）並びに第2条中香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則別表8の項(4)の改正規定は、公布の日から施行する。